

資料情報、外国当局からの情報等を活用 海外取引に係る税務調査の 動向と対応上の留意点

【この章のエッセンス】

- 海外取引調査に際しては、国外送金等調査書などの資料情報が活用されている。
- 調査で解明できなかった不審な海外取引については、外国税務当局に調査を依頼することがある。
- 国外関連者との取引は移転価格も含めて、重点調査項目となることが多い。

資料情報の積極的な活用

新型コロナウイルス下で調査を控えていた期間が長期にわたったこともあり、国税当局が収集している資料情報等の入念なチェックが行われていたようであり、資料情報の分析が調査対

象法人の選定にも生かされているものと思われる。

特に海外取引における資料情報の存在意義は大きく、次よりその主なものを取り上げる。

(1) 国外送金等調査

調査部調査でもっとも活用されている法定資料は「国外送金等資料せん」である。

これは個人または法人が100万円以上の海外送金を行う、あるいは海外からの受金を受けた場合にその取引銀行から国税当局に提出される法定資料である。そのため、だれが、いつ、どこの国の誰に、いくら、何のために、送金したか(あるいは受金したか)がわかるようになっていた。

国税当局はこの情報をすべて当局のデータベースに入力することにより管理しているようで、調査担当者

は準備調査に際して、期間を設定して国外送金等調査書のデータをアウトプットして検討することができるようになっているようである。

国税庁が発表している『国際戦略トータルプラン』に基づく具体的な取組状況(2019年1月版)によると平成29(2017)事務年度における国外送金等調査の提出枚数は7,222千件となっており、また、そのなかに事例3が公表されている。

この事例では、資料の確認が調査の端緒となっている点に注目したい。

この事例のように、イレギュラーな国外送金は国外送金等調査によって調査官の知るところとなり、あらかじめ調査の重点項目として取り上げられている場合が多いと思っておいたほうが賢明である。調査に際しては海外送金のアプリケーションも準備するように求められることが多

い、どのような海外送金があるか、どのようになっているか、事前には承知してきていることが多いのである。

(事例3) 国外送金等調査(送金)の活用事例

金融機関から税務署に提出される国外送金等調査書(送金)より、調査法人が、X国の個人A名義の銀行口座へ多額の送金をしている事実を把握したことから、取引の実態を確認するため調査を実施した。

調査の結果、調査法人は、知人であるY国のAと通謀し、Aが主宰するB社の請求書を偽造する手口で架空の業務委託費を計上し、捻出した簿外資金を、X国にあるA名義の銀行口座に送金していたことが判明した。

(2) 租税条約等に基づく情報交換制度

国税当局では、従前から租税条約に情報交換規定を定めており、相手国税務当局との間で情報提供に係る協力体制を作ってきている。

租税条約等に基づく情報交換には、大きく分けて3種類の制度があり、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」および「自動的情報交換」と呼ばれているが、税務調査で特に有用なのは「要請に基づく情報交換」である。

「要請に基づく情報交換」は、海外取引に係る税務調査等において、納税者の有する資料、納税者からの説